

クリーニング所を開設されるみなさんへ

北海道室蘭保健所

クリーニング所を開設する場合は、保健所に開設届出書を提出して、検査を受けなければなりません。開設届出書を提出し検査を受けるに当たっては、次の事項に注意してください。

★★!!注意!!★★

なお、クリーニング所(工場)で石油系溶剤などの引火性のドライクリーニング溶剤(以下「引火性溶剤」という。)を使用する場合は、建築基準法で、安全性の観点から住宅系地域や商業系地域での立地を禁止していますので、事前に**建築部局**に相談をしてください。

また、引火性溶剤は、消防法の規定により危険物(第4類)に該当し、引火性溶剤の貯蔵・取扱いをする場合は、届出等が必要になりますので、**所轄の消防本部又は消防署**に相談をしてください。

さらに、ドライクリーニング溶剤を含む廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により特別管理産業廃棄物に該当しますので、その処理等については**胆振総合振興局保健環境部環境生活課地域環境係**に相談をしてください。

1 手続きについて

- (1) 事前相談 事前相談については、義務付けはありませんが、工事終了後保健所から修正を求められる場合があります。このため工事着工前に保健所に相談していただくと工事後の修正はないか、最小限で済みます。
また、開業までのおおまかな日程の打ち合わせ及び提出書類の説明を行いますので、以降の作業が円滑に進みます。
なお、相談の際は施設の平面図等をお持ちください。
- (2) 開設届 開業予定の10日ぐらい前に届出してください。
- (3) 検査 施設が法令どおり完成しているか保健所職員が現地検査を行います。このときには、施設は開業時と同じ状態にしてください。
- (4) 確認証の交付 検査が終了し、法令上問題がなければ確認証を交付します。
検査から確認証の交付まで2～3日間(閉庁日を除く。)かかります。
- (5) 開業 確認証を受け取った日から営業できます。

2 開設届について

開設届出書を提出するに当たっては次のものがが必要です。

- (1) クリーニング所開設届出書
- (2) 手数料 18,800円(相当額の**北海道収入証紙**を届出書に貼付し、消印)
※手数料は改訂される場合があります

3 開設届に添付する書類

- (1) クリーニング所(又は無店舗取次店)を開設している場合は、店舗ごとに ①施設の名称 ②所在地(又は業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号) ③従事者数 ④クリーニング師がいる場合はその氏名 を記載した書類
- (2) 構造設備概要書及び設備器具機材の調書
- (3) クリーニング所の平面図(寸法を記入してください。)
- (4) クリーニング師の免許証の写し(**原本も持参してください。**)
- (5) 管理人/クリーニング師/従事者名簿
- (6) 付近の見取図(申請建物を中心とした周囲の地図)
※無店舗取次店の場合は車両の保管場所を中心とした周囲の地図
- (7) 法人については定款又は、寄付行為の写し、もしくは登記簿謄本 (**謄本は原本も持参してください。**)

4 施設設備について

クリーニング所を開設するに当たっては、裏面の施設設備が必要になります。

クリーニング所の施設設備

| 設備等 | 一般クリーニング所 | 取次所 |
|-----------|---|-----|
| 居住部分等との区画 | 居住部分等とは隔壁等により区画され、洗濯物の処理及び衛生保持に支障のない広さを有すること。 | |
| 採光・照明 | 採光がよい構造で、必要に応じて、適当な照明設備が設けられていること。 | |
| 換気 | 換気がよい構造で、必要に応じて、適当な換気設備が設けられていること。 | |
| 洗濯物受渡場 | <ol style="list-style-type: none"> 1 適当な広さの受渡台を設けること。 2 未洗濯物収納容器を備えること。 3 洗濯済物収納容器、収納棚等を備えること。 4 床は不浸透性材料であること。 | |
| 洗場 | <ol style="list-style-type: none"> 1 洗濯機を備えること。 2 脱水機を備えること。 3 床は不浸透性材料(コンクリート、タイル等汚水が浸透しないもの)で築造され、適当な勾配と排水口が設けられていること。 4 腰壁は不浸透性材料で作られていること。 | |
| | 有機溶剤(テトラクロロエチレン等)を使用する場合 | |
| | <ol style="list-style-type: none"> 1 有機溶剤回収装置を設けること。 2 局所排気装置等の換気設備を設けること。 3 乾燥機を設けること。 | |
| | 指定洗濯物を取り扱う場合 | |
| | <ol style="list-style-type: none"> 1 指定洗濯物を収納する専用の棚又は容器を備えること。 2 おむつ、パンツ等し尿浄化槽を設けること。(汚水を公共下水道に放流するときはこの限りでない。) 3 消毒設備を設けること。 4 病院から委託を受けた洗濯物以外の洗濯物と区別して処理することができる構造設備を有すること。 | |
| 乾燥場 | 乾燥機によらないで洗濯物を乾燥する場合は、火災等の危険のない乾燥場を設けること。 | |
| 薬剤保管設備 | <ol style="list-style-type: none"> 1 溶剤、しみ抜き剤、消毒剤等は、品名を表示して専用の戸棚、保管庫等に格納すること。 2 テトラクロロエチレン等の有機溶剤は、密閉した容器に保管のうえで格納すること。 | |
| 仕上場 | 仕上整理品の保管戸棚を設けること。 | |
| 集配用容器等 | <ol style="list-style-type: none"> 1 集配用の容器は、未洗濯のものと洗濯済みのものとを区別した容器とすること。 2 容器には、営業者の氏名等を明示すること。 3 病院から委託を受けた洗濯物を取り扱う場合は、未洗濯のものと洗濯済みのものとを別個に運搬する専用車を備えること。(車内の構造が区別して収納でき、洗濯済みのものが汚染されるおそれがない場合は、この限りでない。) | |

連絡先 室蘭市海岸町1-4-1 むろらん広域センタービル2階
北海道室蘭保健所 生活衛生課環境衛生係

TEL 0143-24-9848 / FAX 0143-23-1446